

令和7年度地方税制改正の概要について

1 個人住民税

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引き上げ

(2) 特定親族特別控除の創設

特定扶養控除に関して、控除対象となる19歳以上23歳未満の扶養親族等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入

(3) 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引き上げ

（注）上記の改正については、令和8年度分以後の個人住民税に適用

2 軽自動車税

二輪車の車両区分の見直し

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kw以下（50cc相当）に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とする

【参考】 現行の原動機付自転車の税率区分

総排気量	税 率
50cc 以下	2,000円/年
50cc 超 90cc 以下	2,000円/年
90cc 超 125cc 以下	2,400円/年